

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関 運営事業に係る支援について

【担当省庁】厚生労働省

児童福祉法の改正（令和4年6月）により、市町村において「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

「こども家庭センター」の運営に当たっては、統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識を持つ者）を配置し、保健師や子ども家庭支援員等の専門職が一体的に支援を行う体制を構築することとなっているが、「子育て支援対策臨時特例交付金」による助成制度は「児童人口1万人以上の相談支援機関」に限定されているため、小規模市町村では、統括支援員の配置が困難である。

については、小規模市町村における体制整備を促進するため、**予算を確保の上、制度の拡充を行われたい。**

【現状・課題等】

- 平成21年3月5日付け「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（直近改正：令和4年7月7日）において、「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」が示され、統括支援員の配置支援については「1箇所あたり6,272千円」「児童人口10,000人以上を管轄する一体的相談支援機関等に限る」と定められている。
- 京都府においては、児童人口10,000人以上を管轄する市町村は26市町村中8市しかなく、全市町村での実施は困難である。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 こども・青少年総合対策室(075-414-4580) 家庭支援課 (075-414-4582)
---------------	--

【国の事業等】

■母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業・運営事業〔厚生労働省〕

602億円（令和3年度補正予算）

- ▶ 「安心こども基金」にて予算確保の上、令和4年度に繰越し、都道府県に配分済（京都府への配分額：596,417千円）
- ▶ 令和5年度末（令和6年3月31日）に精算予定

【京都府の取組】

■子育て家庭支援基盤整備推進事業（令和4年度予算127.9百万円）

- ▶ 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（国9/10、市町村1/10）
- ▶ 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（国2/3、府1/6、市町村1/6）
- ▶ 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（国1/2、府1/4、市町村1/4）

■妊婦訪問支援事業（国1/2、市町村1/2）（令和4年度予算1百万円）

- ▶ 妊婦健診未受診の妊婦その他継続的な状況把握が必要な妊婦に対し、家庭訪問による継続的な状況把握と必要な支援につなげる取組を行う市町村を支援

■参考：児童人口（京都府）

- ▶ 10,000人以上 … 8市（京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、亀岡市、長岡京市、京田辺市、木津川市）
- ▶ 5,000人以上 … 4市1町（城陽市、向日市、八幡市、京丹後市、精華町）
- ▶ 5,000人未満 … 3市10町村（綾部市、宮津市、南丹市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町）

<出典：令和元年(2019年)京都府統計書(幼稚園・保育園～高等学校の人数)>